

平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件

原告 阿部 宣男

被告 松崎 参

準備書面 (14)

平成28年12月20日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士

小川 隆太郎

同

小田川 綾音

同

高井 信也

同

中島 広勝

同

永里 桂太郎

同

細川 浩司

同

本田 麻奈弥

同

山下 優子

同

渡邊 彰悟

本書面においては、被告による自己破産の公表についての名誉棄損に関する
被告反論に対して原告の再反論を準備する。

1 公表の意味合いの違いによる名誉棄損行為の成立

(1) 被告は、原告が平成24年9月10日発行の「財界ふくしま10月号」

(乙38)において、以下のように、原告自身が自己破産をしていることを公表していることをもって、原告の自己破産の事実は公知の事実となっているため、被告による原告が自己破産したことの公表というインターネット上の表現行為は名誉毀損とならないなどと主張する(被告準備書面(16)4頁)。

(2) しかし、そもそも「財界ふくしま10月号」における「自己破産」の話は、原告への電話取材の中で原告自身から語られたものであって、その文脈は「研究でいろいろな機材を購入するので、昨年、自己破産している」と述べているもので、原告の社会的地位を貶めるというものではない。

他方で、被告によるインターネット上の当該表現行為は、単に「原告が自己破産した」という情報を伝達するものではなく、「浅学俊郎」と名乗るフェイスブックユーザーが「ナノ銀による放射線低減効果を発見した阿部宣男博士は福島県大熊町出身で、実家や親戚は震災で大きな被害を受けました。環境回復に役立てたいとの思いから自腹で除染実験に取り組みました。『福島県を狙うニセ科学』とは何を根拠にしているのでしょうか?」と書き込んだところ、被告は2016年5月18日に「『自腹で』というけれど、2011年8月には『自己破産した』と自分で言っている人にどうしてそんなお金があるのかしら?」と表現しているものである。つまり“原告は自己破産して資金が無いはずなのに、自腹で除染実験を行ったと言っており信用出来ない”という情報として伝達し、自己破産したような人間がどこからその資金を調達したのかと疑問を呈しているもので、その表現そのものによって原告の社会的信用を侵害しようとする意図でなされているものということができる。実際「自腹」ということに対して疑問があったとしても、「その資金はどこから捻出されたのであろうか」と表現すれば足り、「自己破産」の事実を表現する必要がまったくないことは自明である。

(3) 以上のとおり、被告による「自己破産」の事実の摘示は、「財界ふくしま10月号」における「自己破産」の事実の公表とはまるで意味合いが異なり、まさに原告の社会的信用を貶めようと悪意に基づくものとしか言いようの

ないもので、かつ実際に原告の社会的信用を毀損するものであるから、名誉棄損行為となることは明らかである。

2 読者数・読者層の違いによる新たな名誉棄損行為

(1) 仮に「財界ふくしま10月号」の記事による「自己破産」の事実の公表が原告の社会的信用を一定程度低下させていたとしても、「財界ふくしま10月号」とフェイスブックとでは読者数・読者層が全く異なり、フェイスブックでの指摘は新たな読者に「自己破産」の事実を伝播させ、原告の社会的信用を新たに著しく毀損する行為である。

すなわち、限られた読者数・読者層しかいない「財界ふくしま」なる一地方経済誌により既に記載された情報を、別媒体であるフェイスブック等（インターネット）上で拡散し、日本全国の誰もが閲覧可能な状態にすることになれば、拡大された対象者において社会的評価が低下することになるのであって、その社会的信用の失墜の程度はまったく異なると言わなければならぬ。被告はこの点を否定しているが、これは以下に掲げる各判例の趣旨に反している。

ア 東京高判平成25年9月6日（平成25年（ネ）第3228号ウエストロー2013WLJPCA09066002）

(ア) 同判決は、インターネット上の掲示板に掲載されていた記事を転載した情報、あるいは雑誌「g」に掲載されていた情報を、別のウェブサイト「b」に転載した行為について、当該情報をウェブサイト「b」で見た者の多くがこれと前後してサイト掲示板の転載元の記事や雑誌「g」の12月号の記事を読んだとは考えられず、ウェブサイト「b」に本件情報を投稿した行為は、新たに、より広範に情報を社会に広め、社会的評価をより低下させたものと認められるなどと判示した。

(イ) 同判決では、既に雑誌ではなくインターネット上で公開されている情報においてすら、その公開されているウェブサイトの特性を踏まえて、その閲覧者が異なることを前提として、別のウェブサイトに当該情報を転載することによる、より広い読者への情報の伝播可能性が認められている。

イ 名古屋高判平成16年9月16日（平成15年（ネ）第896号ウエス

トロー 2004 WLJPCA09169004)

(ア) 同判決は、「歯科治療において大学院生の患者が、保険医療機関指定及び保険医登録の取消処分を受けた歯科医師（被控訴人）に対し、前歯4本を切断されたとして損害賠償請求訴訟を提起した」旨の記事（本件記事）につき、「被控訴人が、診療報酬の不正請求等を理由として保険医療機関指定及び保険医登録の取消処分を受けたという事実は、本件記事が掲載された当時、既に旧厚生省のホームページのみならず、複数の日刊紙上で報じられていたのであるから、被控訴人の社会的評価は、既に従前よりも低下していたといわざるを得ないが、さらに、スポーツ紙であるサンケイスポーツに掲載されることとは、より広い読者への情報の伝播可能性を高めたともいえるから、なお、社会的評価を低下させるものというべきである。」と判示している。また、本件記事掲載の前日に掲載された山陽新聞の記事について、本件記事と同じく損害賠償請求訴訟提起の事実を報道するものであるものの、「一地方新聞におけるものであり、かつ、本件記事と1日違いで掲載されたものである」などとして、「本件記事が掲載されたサンケイスポーツの販売地域（北海道を除く東日本）において、本件記事の与える印象が既に広く社会に知れ渡っていたとまでは認めることができ」ず、「本件記事の掲載によって新たに被控訴人の社会的評価は低下した」旨判示している。

(イ) 同判決は、既に公開されている情報によって社会的評価の低下があるとしても、別媒体への情報掲載により、より広い読者への情報の伝播可能性を高め、社会的評価の新たな低下を招くことがあることを認めている。

ウ 東京高判平成5年9月29日判例タイムズ845号267頁

(ア) 同判決は、本件記事が発表された当時、被控訴人の社会的評価は全体的に消極的な評価でしかなかったから、本件記事によりさらにその社会的評価が低下するものではないとの控訴人らの主張に対し、「どのような人でも、極端な例を挙げれば、極悪非道な犯罪で有罪判決が確定している人でも、人として尊重されるべき一定の社会的評価を有しているというべきであるから、その人に向かって何を言ってもよいなどとい

えるはずはない。特定の人を対象にして、その人の態度や性格などに関する消極的な事実を重ねて指摘し、あるいは暗示して、多数の人々に流布させることは、たとえその人について既に芳しからぬ評判が立っている場合であっても、さらにその社会的評価を低下させることになることは明らかである。」と判示している。

(イ) すなわち、同判決は、既に社会的評価が低下している者に対しても、同人の名誉を毀損する表現（事実摘示）を行えば、さらに社会的評価が低下することを認めている。

(2) 小括

以上のとおり、既に出版された一地方経済誌において原告が自己破産したという情報の記載はあるものの、さらに別媒体、しかもフェイスブック等（インターネット）を通して、閲覧可能人数が比較にもならないほど多く、かつ、極めて伝播性の高い媒体に、原告を対象にして、消極的な事実を重ねて指摘して多数の人々に流布しているのであるから、より広範な読者に新たに情報を広めしたこととなり、被告による原告が自己破産したことの公表というインターネット上の表現行為により原告の社会的評価が一層低下したことは明らかであるから、当該行為は名誉毀損となる。

以上